

# 令和7年4月からの保育料・副食費について

朝倉市子ども未来課保育所係

## 1 保育料・副食費の決定方法

児童の父母の市民税所得割合算額により決定します。4月から8月までについては「令和6年度」、9月から3月までについては「令和7年度」の市民税額で計算します。なお、児童の父母に一定額の収入がない場合には、同居している祖父母等のうち収入の高い方の市民税所得割額を合算して決定します。

## 2 保育料・副食費

裏面のとおりです。

## 3 多子世帯などへの保育料・副食費の軽減措置

世帯の市民税所得割合算額によって子どもの数え方（第〇子、〇人目）が変わります。

### (1) 世帯の市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯

→保育料は、上の子どもが小学生以上の場合も含め第2子半額、第3子以降無料

→副食費は、免除

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	(小1) 6歳	(小2) 7歳	...	(高3) 17歳	...
第5子 無料	第4子 無料		無償化			第2子			第1子	

※ 上の子どもの収入等により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。上の子どもが別居の場合は、生計を一にすると客観的に判断できる書類（学生証の写しなど）の提出が必要です。

### (2) 世帯の市民税所得割合算額が57,700円以上の世帯

※ ひとり親世帯等の場合は市民税所得割合算額が77,101円以上の世帯

→保育料は、小学校就学前の子どもにおいて、上から2人目が半額、3人目以降が無料

→副食費は、小学校就学前の子どもにおいて、上から3人目以降が免除

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	(小1) 6歳	(小2) 7歳	...	(高3) 17歳	...
第5子 [3人目] 無料	第4子 [2人目] 半額		無償化			第2子			第1子	

## 4 ひとり親世帯等に係る特例措置

ひとり親世帯等で世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯は、第2子以降の保育料が無料です。

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	(小1) 6歳	(小2) 7歳	...	(高3) 17歳	...
第3子 無料	第2子 無料		無償化							

※ ひとり親世帯等とは、母子家庭、父子家庭及び障がい者のいる世帯をいいます。

## 令和7年度 朝倉市の保育料・副食費（利用者負担額）

（保育所、認定こども園（保育所としての利用）、特定地域型保育事業）

保育料												副食費						
年齢区分		3歳未満児										3歳 以上児	3歳 未満児	3歳以上児				
階層	市民税所得割課税額	【多子世帯軽減】										57,700円未満 (ひとり親世帯等の場合：77,101円未満)	57,700円以上 (ひとり親世帯等の場合：77,101円以上)					
		1人目		2人目		3人目以降		2人目		3人目以降			※小学生以上の子どもを含めない					
		57,700円未満 (ひとり親世帯等の場合：77,101円未満)		57,700円以上 (ひとり親世帯等の場合：77,101円以上)		57,700円未満 (ひとり親世帯等の場合：77,101円未満)		57,700円以上 (ひとり親世帯等の場合：77,101円以上)		57,700円未満 (ひとり親世帯等の場合：77,101円未満)			57,700円以上 (ひとり親世帯等の場合：77,101円以上)		※小学生以上の子どもを含めない			
		※小学生以上の子どもを含める		※小学生以上の子どもを含めない		※小学生以上の子どもを含める		※小学生以上の子どもを含めない		※小学生以上の子どもを含める			※小学生以上の子どもを含めない		1人目	2人目	3人目	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0											免除
2A	非課税世帯でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0											免除
2	非課税世帯	0	0	0	0	0	0											免除
3A	48,600円未満でひとり親世帯等	8,800	8,650	0	0	0	0											免除
				(特例措置)	(特例措置)	(特例措置)	(特例措置)											
3	48,600円未満	18,400	18,100	9,200	9,050	0	0											免除
				(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)											
4A	48,600円以上77,101円未満でひとり親世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0											免除
				(特例措置)	(特例措置)	(特例措置)	(特例措置)											
4	課税世帯 48,600円以上97,000円未満	28,000	27,600	14,000	13,800	0	0	14,000	13,800	0	0							免除
				(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)					
5	97,000円以上132,000円未満	36,000	35,400					18,000	17,700	0	0							免除
								(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)					
6	132,000円以上169,000円未満	39,200	38,600					19,600	19,300	0	0							免除
								(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)					
7	169,000円以上301,000円未満	56,600	55,800					28,300	27,900	0	0							免除
								(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)					
8	301,000円以上397,000円未満	64,800	63,800					32,400	31,900	0	0							免除
								(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)					
9	397,000円以上	84,200	82,900					42,100	41,450	0	0							免除
								(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)	(軽減措置)					

※ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯及び障がい者のいる世帯をいいます。

※8月分までの保育料及び副食費は、前年度の市民税課税額、9月以降の保育料及び副食費は当年度の市民税課税額を基に決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税課税額						当年度市民税課税額					

※保育料及び副食費を決定する際の市民税課税額の計算には、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、寄付金税額控除等の控除できないものがあります。

※保育料及び副食費は、児童の父母の市民税所得割合算額により決定します。ただし、児童の父母に一定額の収入がない場合には、同居している祖父母等のうち収入の高い方の市民税所得割額を合算して決定することもあります。

※副食費の免除基準については、公立保育所、私立保育所、認定こども園（保育所としての利用）及び特定地域型保育事業で同基準としていますが、金額については、施設によって異なりますので各施設にお尋ねください。

（上記表の4,500円は公立保育所における金額です。）

※この保育料及び副食費のほかに、施設によって教材代、行事代等の実費がかかる場合があります。